

「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発」
研究開発項目④「AIエッジコンピューティングの産業応用加速のための技術開発」

～ 公募説明会資料 ～

2022年5月

※ご参加いただき有難うございます。
マイクOFF／カメラOFFにして、開始まで今しばらくお待ちください。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
IoT推進部

事業の背景・目的



詳細は基本計画を参照

事業名 「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発」

【IoT社会の到来と課題】

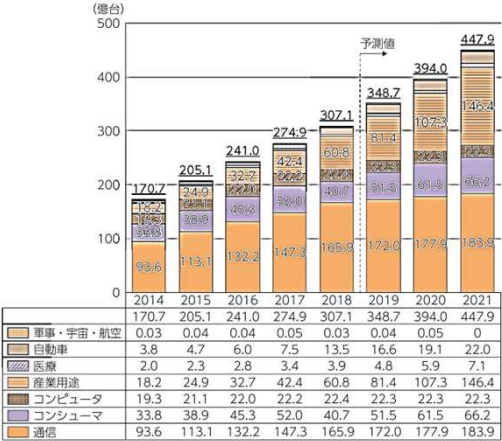
情報社会の到来と、情報処理端末の普及から、世界の情報量は日々増大しており、情報爆発の時代とも言われる。

- 現代社会は、IoT端末（デバイス）から得られる**大量データ（情報）の利活用により、高度な制御や新たなサービスを実現する「IoT社会」**を支えるIoT情報処理基盤が必要 **<短期>**
- **急増するデータを即時的・効率的に処理するため**、コンピュータの情報処理は、既存のサーバー（クラウド）集約型から、エッジ領域での情報処理も行う、エッジ・クラウドの分散処理型へシフトが必要 **<中期>**
- ムーア則の終焉が叫ばれ、半導体微細化による情報処理性能の向上は限界を迎えつつある。一方で、社会全体が扱う情報量は更に増加する。エッジやクラウド等において、既存技術の延長にない新原理の技術により、**著しく増加するデータの処理に要する電力の劇的な低減**が必要 **<長期>**



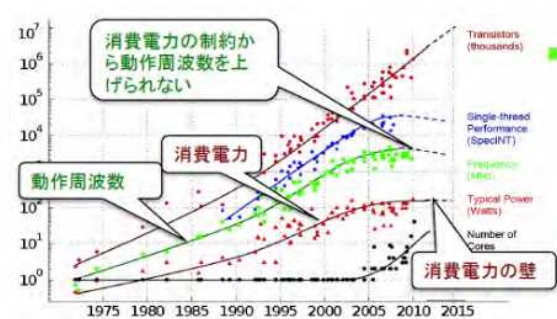
それぞれの時間軸において、IoT社会の高度化に資する、革新的な技術の実現が求められる。

IoT社会の到来 世界のIoTデバイス数の推移及び予測



総務省 令和元年版情報通信白書より

ムーア則の終焉

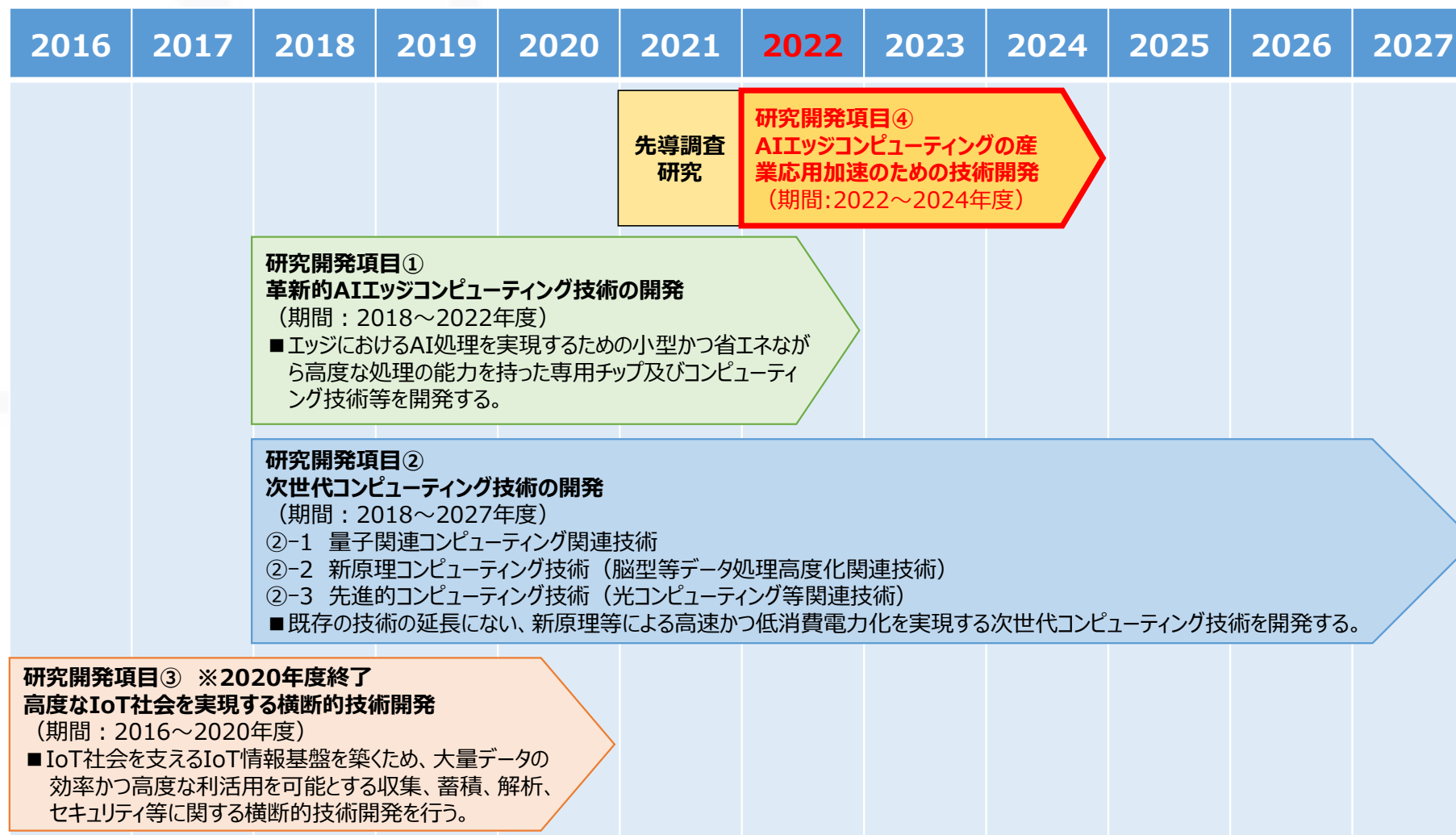


Qcon Tokyo 2016基調講演 国立情報学研究所アーキテクチャ化学研究系教授/所長補佐 佐藤一郎氏講演資料より

事業全体スケジュール



詳細は基本計画を参照



今回の公募対象（事業内容、事業イメージ）

公募要領（委託事業） P.3
公募要領（助成事業） P.3



詳細は基本計画を参照

研究開発項目①「革新的AIエッジコンピューティング技術の開発」【委託】

研究開発項目②「次世代コンピューティング技術の開発」【委託】

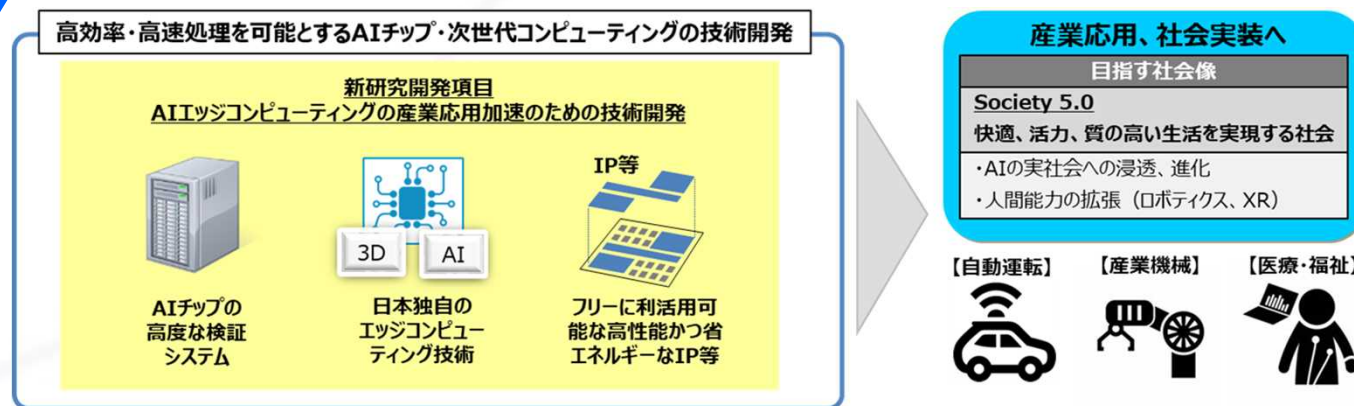
研究開発項目③「高度なIoT社会を実現する横断的技術開発」【委託・助成】（2020年度終了）

研究開発項目④「AIエッジコンピューティングの産業応用加速のための技術開発」【委託・助成】

本公募は、「半導体・デジタル産業戦略」において重要技術に位置づけられ、かつ基本計画の【研究開発項目④】「AIエッジコンピューティングの産業応用加速のための技術開発」に該当する領域のうち、2022年度時点でNEDO事業において実施していない領域について先だって開発課題を設定し、公募を行うものとします。

具体的には、AIエッジコンピューティング向け半導体設計の効率化に関する研究開発を募集するものであり、産業応用を見据えて活用可能な設計技術等を重点課題として設定し、関連する提案について、委託事業または助成事業として広く募集します。なお、全ての重点課題において必ず採択を行うとは限りません。

事業イメージ



今回の公募対象（事業内容-重点課題）



研究開発テーマは以下のいずれかの重点課題に該当していること。全ての重点課題において必ず採択を行うとは限りません。

委託事業【重点課題】※重点課題は例示ではありません

①CMOS/スピントロニクス融合技術を用いたAIエッジ向け半導体設計効率化に関する開発

CMOS技術と親和性が高く、不揮発性で面積効率の高いスピントロニクス技術の融合技術をベースとしたシステム化による超低消費電力・高効率エッジAIを実現するコンピューティング技術の開発を行うものであり、かつ産業応用・事業化を行う技術者が簡便に活用出来、設計あるいは開発の効率化に資する設計ツールまたは汎用技術を実現することが出来るもの。

②汎用的高位合成の機能開発及びシステムレベルの解析・合成ツールの開発

例として、CPUで実行するのと同様なC/C++プログラムからの高位合成を、ソフトウェアコンパイラ並みの合成時間で実現するために、より汎用的な高位合成の機能開発及び、システムレベルの解析・合成ツールの開発を行うもの。

③低消費電力かつ高効率なRISC-Vシステム応用設計に係る技術開発

RISC-Vコアの小面積化・省電力化のための設計最適化によって、IoT向けデバイスとして高度な演算処理と低消費電力を両立するアーキテクチャをRISC-V上で実現するシステム応用設計技術の開発を行うもの。

助成事業【重点課題】※重点課題は例示ではありません

将来の事業化に向けて必要となる実用化開発を行うもので、研究開発終了後、3年以内に製品化を目指す事業が対象。

①低消費電力実現に最適なハードウェア構成要素の探索技術、効率的な電力測定技術及び、演算量低減技術の開発

ニューラルネットワーク全体の消費電力を抑え込むために最適なハードウェア構成要素の探索技術、多階層ニューラルネットワークの消費電力の効率的かつ高精度な測定技術及び、量子化等による演算量低減技術の開発を行うもの。

今回の公募対象（事業期間、事業規模）

公募要領（委託事業）	P.4
公募要領（助成事業）	P.4



■ 事業期間

3年以内（2022年度～2024年度）

■ 事業規模

委託事業

1件あたり5億円／年以内

助成事業

1件あたり5億円／年以内（助成率：2/3、1/2）

※助成対象費用合計（NEDO助成額と事業者負担額の合計）

※採択審査段階または事業実施段階において、外部有識者の審査をもって、上限を超えて必要とする理由が認められる場合は、必要額を十分に精査したうえで予算を認めるものとします。

※審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して契約・交付することがあります。

※2022年度以降の事業規模についても、事業の進捗、成果の事業化の見通し等を踏まえ、配分額の決定及び調整を行うため、当初計画から変更することがあります。

今回の公募対象（達成目標）

公募要領（委託事業）	P.4
公募要領（助成事業）	P.4



■ 達成目標

各研究開発テーマにおいては、以下を達成することを目標とします。なお、研究開発期間によっては、必要に応じて最終目標を、以下に示す目標を基準としつつ変更して設定します。

<最終目標（2024年度）>

開発成果を組み込んだシステムレベルでの検証を行い、エネルギー消費効率あるいは電力効率（単位電力あたり性能）が、事業開始時点における同等の技術と比較し、10倍以上となることを示す。

今回の公募対象（提出書類）



委託事業応募の方

公募要領（委託事業）をご確認いただき、提案書類をご準備ください。
提出書類の ファイル形式等の詳細は、
「提案書類チェックリスト（委託事業）」をご確認ください。

助成事業応募の方

公募要領（助成事業）をご確認いただき、提案書類をご準備ください。
提出書類の ファイル形式等の詳細は、
「提案書類チェックリスト（助成事業）」をご確認ください。

ご注意

委託事業の提出書類と助成事業の提出書類は異なります。

提出期限及び提出先

公募要領（委託事業）	P.5
公募要領（助成事業）	P.7



公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに提出期限までにアップロードを完了させてください。

提案書の提出期限

2022年6月20日（月）正午までにアップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせします。

提出先：Web入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/52wueztoxcs1>

ご注意

**アップロードでの提出のみ受け付けます。
持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。**

ご注意

- 提出書類チェックリストに記載の書類を以下の要領でアップロードしてください。
 - アップロードファイル名はアップロードするファイルごとに設定してください。
 - ファイル名の先頭には提出書類のチェックリストにある資料番号を付してください。
(例：委託1_提案書_代表提案機関名、委託2_他書類_代表提案機関名)
- 提出された提案書を受理した際には、**代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付**します。
- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が付与されます。**再提出時には、初回の受付番号を入力**してください。再提出の場合は、**再度、全資料を再提出**してください。
- 入力、アップロード等の操作途中で提出期限となり作業が完了できなかった場合は、受け付けません。特に、**提出期限直前は混雑し、入力やアップロードに時間がかかる可能性があります**ので、余裕をもって提出してください。
- 提案書に不備があり、提出期限またはNEDOが別途指定する期日までに修正できない場合は、提案を無効とします。
- 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

ご注意

- 応募に際し、NEDOへの提案書提出に加え、e-Radによる登録も必要です。**再委託先、共同実施先を含め、関係するすべての機関の登録が必要です。**
- e-Radの使用にあたっては、**事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。**
- **e-Radで登録手続きを行わないと本事業への応募ができません**ので、十分留意してください。所属機関の登録手続きには日数を要する場合があるので、**2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。**
- 応募内容提案書は代表して一法人からの登録となりますが、法人ごとにIDの取得が必要となります。
- 応募情報を入力いただき、**応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロードし、提案書に添付してください。**
- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の登録方法は**参考資料 2**をご参照ください。
- **e-Rad上の操作については、e-Radヘルプデスクまでお問い合わせください。**

5月20日（金）：公募開始

6月20日（月）正午：公募締切

6月下旬～7月下旬（予定）：審査期間

- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択先選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられません。
- 採択審査委員会において応募者のヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
 - ヒアリング審査については、公募締切後に、具体的な依頼事項・ヒアリング日程等をご連絡いたします。
なお、ヒアリング審査を実施しない場合はご連絡いたしません。

8月上旬（予定）：採択決定、公表

委託事業 提案書等記載の注意事項

- 事業化主体を中心に、必要に応じて再委託先等を組み入れた実施体制を構築してください。

応募要件【委託事業】

公募要領（委託事業） P.5



応募資格のある法人は、次の（１）～（８）までの条件、「基本計画」及び「2022年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- （１） 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （２） 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- （３） NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- （４） 本事業は、産業応用を見据える研究開発という位置づけから、事業化を推進する企業を主体とした実施体制での応募を推奨し、大学、研究機関のみでの応募は不可とする。
- （５） 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- （６） 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の**責任と役割が明確化されていること。**
- （７） 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の**責任と役割が明確化されていること。**
- （８） 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

1. 本研究開発を遂行するに十分な能力を有しているか（関連分野の開発等の実績があるか、本研究開発に必要な研究者等を有しているか、再委託先等を含め本研究開発に必要な実施体制が整っているか）。
2. 本研究開発を遂行するに十分な経営基盤が確立しているか（財務体質、経理処理、他）。
3. 複数の実施者が参加する場合、各者が相互補完的に分担する関係を有しているか。

ii. 技術評価

1. 提案された研究開発内容が基本計画に合致しているか。
2. 提案された研究開発内容には適切な目標が示され、実行可能な計画が示されているか。
3. 提案された研究開発内容や方法に新規性があり、到達する技術レベルや達成時期等の面で優れているか。
4. 提案された研究開発内容は、費用規模や研究開発期間にふさわしい、あるいはそれ以上の成果が期待できるものか。

iii. 実用化・事業化評価

1. 実用化・事業化の検討が開始されており、将来的に適切な体制となることが期待できるか。
2. 開発される製品・サービスに新規性・成長性・先導性などがあり、大きな産業・市場創出効果が期待されるか。
3. 開発される技術、製品・サービスにより、我が国の国民生活や経済、産業等への波及効果が期待できるか。
4. 市場での性能・品質・コスト等の競争に勝つための戦略が妥当であり、実践することで高いシェア獲得が可能か。

iv. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

v. 総合評価

なお、採択審査において、代表提案者が事業化を推進する企業である場合に加点します。

また、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者（40歳以下）や女性研究者が研究開発統括責任者もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

<知財マネジメント>

- 本プロジェクトは、**知財マネジメント基本方針**を適用します。詳細は、別添7を御覧ください。
- 本プロジェクトでは、産業技術力強化法第17条（**日本版バイ・ドール規定**）が適用されます。
- 本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

<データマネジメント>

- 本プロジェクトは、**データマネジメント基本方針**を適用します。詳細は、別添8を御覧ください。
 - 採択後、知財マネジメント基本方針、及びデータマネジメント方針に従い、事業推進に必要な事業者間での知財やデータに関する取り決めを知財合意書にまとめていただきます。
 - 知財合意書は研究開発テーマ毎（提案単位毎）に策定していただく予定です。
 - 知財合意書の策定や体制整備に関する詳細は、採択後の説明会で説明します。

提案書様式【委託事業】

提案書（表紙、要約版、本文）【委託事業】



- 提案書は、斜体の注意事項や記載例に従って記入してください。
- **斜体の注意事項や記載例は削除**して記載してください。
- 項目間の行間は適宜変更して作成してください。
- A4サイズで印刷可能なサイズとしてください。
- 字体の大きさは10.5ポイントを基本としてください。
- 提案書の下中央にページ番号を入れてください。
- 提案枚数制限はございません。審査しやすいように調整してください。
- 提案書は日本語で作成してください。
- **公募要領の審査基準に即して提案書を作成**してください。
- **平易な文章を心がけ、専門用語等については注釈を付す等、わかりやすく記載**してください。

提案書の記載例（表紙）【委託事業】



（提案書記載例）

■複数事業者による共同提案を行う場合、表紙を提案者毎に作成してください。

〔表紙〕

「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発／
研究開発項目④AIエッジコンピューティングの産業応用加速のための技術開発」
に対する提案書

研究開発テーマ名

「〇〇〇〇〇の研究開発」

- ・研究開発テーマ名は、研究開発の内容がわかりやすいテーマ名を記載ください。
- ・共同提案を行う場合、以下の項目を事業者毎に記述してください。
- ・共同提案の場合は、代表事業者を一番上に記述してください。
- ・共同提案の場合、本表紙は、同じ内容のものを事業者毎に作成、提出頂いても結構です。その場合、代表事業者がわかるように記述してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

上記の件について貴機構の委託事業を受託したく、下記の代表者名で提案させていただきます。

会社名 〇〇〇〇〇株式会社（法人番号）

■法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト
（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）などを用い記載してくだ

代表者名（企業の場合は代表取締役社長） 〇 〇 〇 〇

所在地 〇〇県〇〇市・・・・・・（郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇）

- ・住所は登記簿上の正式な住所を記載してください。（特に丁目・番・号等の正確な記載（漢数字か算用数字か等）をお願いします。）

連絡先 所 属 〇〇〇部 △△△課

役職名 〇〇〇〇〇部長

氏 名 〇〇 〇〇

所在地 〇〇県〇〇市・・・・・・（郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇）

※ 連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

T E L △△△△-△△-△△△△（代表） 内線 △△△△

F A X △△△△-△△-△△△△

e-mail *****@*****

e-Rad における研究機関コード(10桁)

【注意事項】

- 複数機関による共同提案の場合、必ず提案者毎に表紙を作成いただき、共通の研究開発テーマ名を記載してください。また、代表事業者が分かるように記載してください。
- 代表者名には、役職・氏名を記載してください。企業の場合の代表者は、会社の代表権のある方とします。
- 押印は不要です。
- 再委託先等の提出は不要です。

提案書の記載例（要約版）【委託事業】



[要約版]

提案書 [要約版]

研究開発項目	研究開発項目④AI エッジコンピューティングの産業応用加速のための技術開発
1. 研究開発テーマ名	「〇〇〇〇の研究開発」
2. 研究開発の概要	提案書[本文] 1-1 の内容を簡潔に記載してください。
3. 研究開発の目標	提案書[本文] 1-2 の内容を簡潔に記載してください。
4. 実用化・事業化計画	提案書[本文] 1-3 の内容を簡潔に記載してください。
5. 実施体制	提案書[本文] 2. の内容を簡潔に記載してください。
6. 研究開発予算	提案書[本文] 4. の内容を簡潔に記載してください。
7. 連絡先	組織名称： 連絡先：担当者所属 職名・氏名 郵便番号・住所 電話番号 Eメールアドレス

(注) 要約版は2枚以内程度にまとめてください。

連絡先については代表機関1社並びに担当者を記載ください。

【注意事項】

- 単独提案、共同提案に関わらず、1 提案につき 1 枚のみ作成ください。（機関毎の作成は不要）

本文1. 研究開発の内容及び目標【委託事業】



研究開発プロジェクトの**基本計画に沿って**、提案する研究開発の内容を極力具体的に記載してください。
提案書作成にあたり記載方法を提案書様式に記載しておりますので、よくご確認ください。

- 提案する研究開発内容を、それを担当する機関名を付して極力具体的に記載してください。
- 「**1-2. 研究開発の目標**」を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われている方法と比較するなどして、わかりやすく説明してください。
- 提案する研究開発を実施する意義を**産業界・社会ニーズへの貢献**という観点を踏まえて記載してください。
- 研究開発成果の**実用化・事業化の想定時期や概要**を記載してください。
- 提案する研究開発の**最終目標**を設定してください。3年間の事業の場合は、2023年度末：【中間目標】、2024年度末：【最終目標】となります。
- 目標は、**定量的かつ評価可能なもの**にしてください。
- 研究体制に再委託先又は共同実施先がある場合は、それぞれの役割分担も明示してください。
- 技術研究組合等の組織が応募する場合は、参画する各企業等及び組合等のそれぞれの役割分担を明示してください。
- 複数のテーマで連携する場合は、連携先の役割分担、連携する意味などわかりやすく説明してください。

本文1. 研究開発の内容及び目標【委託事業】

- 研究開発成果が産業へ及ぼす波及効果、研究開発成果を実用化・事業化する計画、実用化・事業化時期、提案者の実用化・事業化能力及び戦略等につき、概要を記載してください。なお、詳細は「研究開発成果の事業化計画書」（別添2）に記載してください。
- 複数機関による共同提案の場合は、機関ごと（大学等も含む）に記載してください。
- 大学等の研究機関は、当該プロジェクトの研究開発成果を実用化・事業化へと繋げるために企業との連携方針や成果移管に関する具体的な戦略を記載してください。

別添4 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況【委託事業】



- 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定強）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）の別添4のとおり記載ください。
 - 審査における加点の対象となります。

別添5 情報管理体制等の確認票【委託事業】



- 提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。
 - 情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、**採択後の契約締結時までに対応する必要があります。**
- （仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（研究・実証事業用）

					作成日	
事業者・代表者 ●●株式会社 代表取締役社長 ●●●●			法人番号			
件名 ●●●●の研究開発(大項目)/●●●●の研究開発(中項目)/●●●●の研究開発(小項目)						
本確認票の記入方法 各確認事項に対して事業者が該当する回答欄に「●」を記入し、「対応するエビデンス」には以下を記入して下さい。なお、「契約締結時に該当」とは、提案時点では未対応であるが採択決定後のNEDOとの契約締結時点までに対応する場合です。 【対応するエビデンス】 「該当」又は「契約締結時に該当」を選択した場合：エビデンスとなる書類の名称を記入して下さい。 「対象外」を選択した場合：記入不要です。						
項目欄			回答欄			確認欄
No	項目	確認事項	該当	契約締結時に該当	対象外	対応するエビデンス例 NEDO記入
I. 過去の契約解除実績						
1	実績	過去3年以内に情報管理の不備を理由にNEDOから契約を解除されたことはない。				☐
II. 組織的対策						
2	規定	情報管理に関する規程を整備している。				情報セキュリティ管理規程。 ☐
3	NEDO事業の情報管理	情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている(システム上のアクセス制限等を含む)。				「情報管理体制等取扱い規程」を整備し、システム上のアクセス制限等を構築予定。 ☐
4		NEDOが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。				「情報管理体制等取扱い規程」を整備予定。 ☐
5		機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。				「情報管理体制等取扱い規程」を整備予定。情報漏えいした際の処分は就業規則に記載。 ☐
6		再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。				締結予定の「再委託契約書」の案文。 ☐
7		情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びNEDOが了解した者のみとしている。 【情報取扱者】 情報管理責任者：NEDO事業の責任者である業務管理 者であり機微情報の管理責任者 情報取扱管理者：NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者 業務従事者：機微情報を取り扱う可能性のある者				「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を作成予定。 ☐

【定義】
「機微情報」とは、NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。
「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指す。

【注意事項】
※提案時には全項目（対象外を除く）が「該当」または「契約締結時に該当」を選択することで、応募要件を満たします。また、採択決定後の契約締結時には全項目（対象外を除く）が「該当」として、情報管理体制等を整備する必要があります。
※提案時の「対応するエビデンス」は、NEDOが求めた場合を除き、原則、提出不要です。ただし、契約締結後概ね3ヶ月を目途に、NEDOが訪問時等に当該エビデンスを確認しチェックします。なお、チェック後の本確認票とともに各種エビデンスの保管をお願いします。

【NEDO訪問時の記入欄】		
確認日	年 月 日	確認者

別添6 その他の研究費の応募・受入状況【委託事業】



※今年度からの追加様式となります。

- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正）（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」では、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために「研究代表者・研究分担者」（注1）から必要な情報を求めることとしています。
- 研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（注2）。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。

（注1）
NEDO事業では、各法人における研究開発責任者を指します。

（注2）
「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」、とされています。

営利法人（企業）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為であり（会社法第5条）、すべて営業（資本取引に係るものなど特に定めるものは除かれます。）になります。従って、企業同士の共同研究や受託開発などは商行為であり、「その他研究費」には該当しません。

また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借り入れで調達した資金（直接または間接金融）も、「その他研究費」には該当しません。

（提出様式）

研究者名：●●●● ※法人毎に提出

「〇〇株式会社〇〇 〇〇（研究者名）」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づきに適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

●研究費

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/契約 状況	研究 期間	予算額(受入研究費額)	エフォート (%)
〇〇財団 (日本)	××事業/△△の開 発	申請	2021.4 — 2025.3	000,000 千円	10
××株式会社 (アメリカ合衆国)	■ ■ の要素技術開 発	契約中	2018.4 — 2023.3	000,000 千円	20
—	—	—	—	—	15

●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

所属機関名	役職
〇×研究所	主任研究員
〇〇大学	名誉教授
××株式会社	顧問

提出書類【委託事業】



- ☐ 提案書〔表紙、要約版、本文〕（別添1）
 - ☐ 研究開発結果の事業化計画書（別添2）
 - ☐ 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書（別添3）
 - ☐ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について（詳細は別添3）
 - ☐ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添4）
 - ☐ NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添5）
 - ☐ **その他の研究費の応募・受入状況（別添6）** ←今年度からの追加様式となります。
 - ☐ e-Rad応募内容提案書（詳細は（5））
 - ☐ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（企業のみ）
※提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要
 - ☐ 直近の事業報告書（企業のみ）
 - ☐ 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
（3年分、企業のみ、非上場企業含む）
 - ☐ 契約書（案）についての疑義の内容を示す文書（必要な場合のみ）
 - ☐ 国外企業との共同研究契約書等の写し（該当する場合のみ）
- 1つのPDFにし、PDFファイルをアップロード
- zipファイル化し、zipファイルをアップロード
- 共同提案の場合は各社分を提出

助成事業 提案書等記載の注意事項

- 事業化主体となる企業が提案代表者となってください。
- 助成先企業（＝事業化主体）を中心に、必要に応じて委託先、共同研究先を組み入れた実施体制を構築してください。

応募要件【助成事業】

公募要領（助成事業） P.5



（1）助成対象事業者

助成事業者については、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業等であることが必要です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

（2）助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。（提案書の添付資料2「企業化計画書」中に記載してください。）
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。（提案書の添付資料1「助成事業実施計画書」の「1.（1）③事業による効果」中に記載してください。）（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。）

※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）

- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

審査基準【助成事業】

公募要領（助成事業） P.10



a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力（経理的基礎）、経理等事務管理／処理能力

ii. 市場性評価

市場創出効果（知財・標準化等の戦略によるものを含む）、獲得可能な市場規模

iii. 事業化評価（実用化評価）

新規性（新規な開発又は事業への取組）、市場創出効果（知財・標準化等の戦略によるものを含む）、市場規模、社会的目標達成への有効性（社会目標達成評価）

iv. 企業化能力評価

実現性（企業化計画の具体性）、生産資源の確保、販路の確保

v. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

vi. 社会的目標への対応の妥当性

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、採択審査の基準については、賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。

また、中堅・中小・ベンチャー企業が直接助成先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者（40歳以下）や女性研究者が主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

留意事項（中小企業の定義）

企業規模に応じて、原則、以下の比率で助成します。

- **大企業※：1/2助成**
- **中堅・中小・ベンチャー企業：2/3助成**

※大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業

※中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

（イ）「中小企業者」としての組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

（エ）研究開発型ベンチャー

詳細は公募要領をご確認ください。

提案書様式【助成事業】

- 提案書は、斜体の注意事項や記載例に従って記入してください。
- **斜体の注意事項や記載例は削除**して記載してください。
- 項目間の行間は適宜変更して作成してください。
- A4サイズで印刷可能なサイズとしてください。
- 字体の大きさは10.5ポイントを基本としてください。
- 提案書の下中央にページ番号を入れてください。
- 提案枚数制限はございません。審査しやすいように調整してください。
- 提案書は日本語で作成してください。
- **公募要領の審査基準に即して提案書を作成**してください。
- **平易な文章を心がけ、専門用語等については注釈を付す等、わかりやすく記載**してください。

提案書の記載例（様式第1）【助成事業】



（様式第1）

番 号
年 月 日
(提出日を記載)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

e-Rad の研究機関コード(10桁)

下記の件について貴機構の助成事業の交付を受けたく、上記の代表者名で提案させていただきます。

2022 年度課題設定型産業技術開発費助成事業提案書
「高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発／
研究開発項目④AI エッジコンピューティングの産業応用加速のための技術開発」

1. 助成事業の名称
事業内容が分かる短く簡潔な名称とし、40 字以内で記入してください。
2. 助成事業の概要
助成による事業内容を、全体計画概要及び 年度の内容を 200 字～250 字以内で記入してください。
3. 助成事業の総費用 円
別紙 2 (2) 助成先総括表の事業期間全体の合計を転記してください。
4. 助成金交付申請額 円
別紙 2 (2) 助成先総括表の事業期間全体の助成金の額を転記してください。
5. 補助率 ○/○以内
例えば、1/2 以内と記入してください。
6. 助成事業の開始及び終了予定年月日
開始年月日 年 月 日 (交付決定の日から)
終了予定年月日 年 月 日
開始年月日は空白として (交付決定の日から) とし、
終了予定日は、〇〇年 3 月 31 日と記入してください。
7. 助成事業期間における資金計画
(1) 収支計画

【注意事項】

- 複数機関による共同提案の場合、必ず全ての共同提案者にご提出いただきます。
- 代表者名には、役職・氏名を記載してください。代表者は、会社の代表権のある方とします。
- 押印は不要です。

提案書の記載例（添付資料1、2）【助成事業】



(添付資料 2)	
企業化計画書 (共同提案の場合、提案者ごとに記述してください。)	
(国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとして、想定範囲で記述してください。)	
1. 研究開発を行う製品・サービス (1) 内容 製品・サービス等の内容や、 してください。	(添付資料 1) (注) 添付資料 1 は外部有識者による事前審査に付されますので、審査材料として十分な内容を記述してください。ただし、外部有識者に提出したくない内容は、本紙には概要のみを記入し、詳細は添付資料 4 に記載してください。(この場合、本紙に記入する概要が簡略すぎると、評価者の判断材料が不足し、評価が低くなる恐れがあるので注意してください。)
(2) 製作・実施等の制約 製品・サービス等の製作・実施 サプライチェーン上の立ち位置	助成事業実施計画書
(3) 用途（販売予定先） 当該製品・サービスの販売ル 野等で利用できる場合は、そ	1. 実施計画の細目 (1) 事業目的、目標及び事業による効果 ①事業目的 マーケットの現状及び将来の規模、競争環境等について具体的かつ簡潔に説明してください。 ②事業目標 技術開発の目標と現状の水準との対比を数値で記入するなど、具体的かつ簡潔に説明してください。 この目標が妥当であることを記載してください。また、国内外の技術動向や既存の技術との関連等について、具体的かつ簡潔に説明してください。 さらに、NEDOの基本計画を達成するために基本計画と技術開発テーマとの関係ならびに技術開発テーマがもたらす、設定された目標の達成に対する有効性について、できるだけ定量的に記述してください。 共同提案の場合、それぞれの理由等を明示してください。 ③事業による効果 一般的に期待される効果に加えて、助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内
2. 研究開発への取組 実用化を目指す上での開発計 てください。また、当該事業で	

【注意事項】

- 「添付資料 1 助成事業実施計画書」は提案単位で作成ください。(機関毎の作成は不要)
- 「添付資料 2 企業化計画書」は提案者毎に作成してください。

●ご提案される研究開発の意義や目標、目標達成のための計画、成果の企業化に向けた道筋・課題・戦略等を具体的に記載してください。

別添11 その他の研究費の応募・受入状況【助成事業】



※今年度からの追加様式となります。

- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正）（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」では、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために「研究代表者・研究分担者」（注1）から必要な情報を求めることとしています。
- 研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（注2）。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。

（注1）
NEDO事業では、各法人における研究開発責任者を指します。

（注2）
「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」、とされています。
営利法人（企業）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為であり（会社法第5条）、すべて営業（資本取引に係るものなど特に定めるものは除かれます。）になります。従って、企業同士の共同研究や受託開発などは商行為であり、「その他研究費」には該当しません。
また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借り入れで調達した資金（直接または間接金融）も、「その他研究費」には該当しません。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

（提出様式）

研究者名：●●●● ※法人毎に提出

「〇〇株式会社〇〇 〇〇（研究者名）」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づきに適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

●研究費

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/契約 状況	研究 期間	予算額(受入研究費額)	エフォート (%)
〇〇財団 (日本)	××事業/△△の開 発	申請	2021.4 — 2025.3	000,000 千円	10
××株式会社 (アメリカ合衆国)	■ ■ の要素技術開 発	契約中	2018.4 — 2023.3	000,000 千円	20
—	—	—	—	—	15

●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

所属機関名	役職
〇×研究所	主任研究員
〇〇大学	名誉教授
××株式会社	顧問

別添12 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）【助成事業】



※今年度からの追加様式となります。

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、**従業員への賃金引き上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。**

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

（留意事項）

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
3. 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
4. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中にNEDOへ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

【様式】

従業員への賃金引き上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたり（又は提案する研究開発事業に参画する研究員）の平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明します。

また、交付決定を受けた後、表明した賃金引き上げが予定通り行われなかった場合は、速やかに報告いたします。

公表日（又は公表予定日）：●年●月●日

公表場所：自社 web サイト

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

提出書類【助成事業】

- ☐ 提案書〔表紙、本文〕（様式第1）
- ☐ 助成事業実施計画書（添付資料1）、研究体制表（別紙1）、積算（別紙2）
- ☐ 企業化計画書（添付資料2）
- ☐ 事業成果の広報活動について（添付資料3）
- ☐ 非公開とする提案内容（添付資料4）
- ☐ 主任研究者研究経歴書の記入について（別添10）
- ☐ **その他の研究費の応募・受入状況（別添11） ←今年度からの追加様式となります。**
- ☐ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について（詳細は別添10）
- ☐ e-Rad 応募内容提案書（詳細は4.（5））
- ☐ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（企業のみ）
※提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要
- ☐ 直近の事業報告書（企業のみ）
- ☐ 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
（3年分、企業のみ、非上場企業含む）
- ☐ 国外企業との共同研究契約書等の写し（該当する場合のみ）
- ☐ **事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（別添12）（該当する場合のみ）**
←今年度からの追加様式となります。

1つのPDFにし、
PDFファイルをアップロード

zipファイル化し、
zipファイルをアップロード

共同提案の場合
は各社分を提出

提案書等記載の留意事項（共通）

留意事項（利害関係の確認）

公募要領（委託事業）	P.6
公募要領（助成事業）	P.8



NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報については審査以外の目的に利用することを禁じております。

その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしております。

提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。

- NEDOからweb入力フォームより入力いただいた①提案名、⑬技術的ポイント、⑭代表法人研究開発責任者、⑯共同提案法人名及び研究開発責任者（法人名称・氏名）を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる方がいらっしゃる場合には、⑱利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：○○大学○○学部○○学科 教授 ○○ ○○

留意事項（「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除）

公募要領（委託事業） P.17
公募要領（助成事業） P.17



■「不合理な重複」（注1）、又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、**採択を行わないことがあります**。また、それらが採択後に判明した場合には、**採択取り消し又は減額することがあります**。

（注1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

留意事項（契約・交付）



委託事業

- 新規に業務委託契約を締結するときは、**最新の業務委託契約約款を適用**します。

企業等の場合：業務委託契約標準契約書

大学、国研等※の場合：業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）

※国立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人、独立行政法人等

助成事業

- **課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用**します。

委託・助成業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

- 委託事業に関しては、契約作業は採択通知以降となりますが、**採択通知日をもって事業を開始（経費計上）することが可能です。**※所定の期日内に契約できた場合に限る
- 助成事業に関しては、採択通知後、交付申請書の提出→**交付決定を経た後に事業を開始（経費計上）することが可能**となります。

留意事項（取得財産の取扱い）



取得財産の取扱いは、**業務委託契約約款第20～22条、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9、15、16条**をご参照ください。

委託事業

- 事業により取得した財産は、**原則NEDO資産**となります。（大学等を除く）
- 事業期間中の公租公課、損害保険料等は、NEDO負担です。
- 取得した資産（開発研究用減価償却資産）の償却年限は、**原則4年**です。償却方法は、**残存簿価10%、定額法**です。詳細は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第6「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」をご参照ください。
- **事業終了後は、原則としてNEDOに帰属する取得財産を引き取る（有償譲渡）**ものとします。その際の価格は、**事業終了時点での残存価値（定額法）**によるものとします。

助成事業

- 助成事業は取得した財産は事業者に帰属します。ただし、**事業終了後は処分制限がかかります**（昭和53年通商産業省告示第360号を参照して下さい）。
- 助成事業では事業終了後、財産の処分により収入があった場合は、NEDOの請求に応じ**収入の一部をNEDOに納付**して頂きます。

留意事項（費用について）



委託事業

■ 委託費用について、**再委託及び共同実施の額は、原則として委託先との契約金総額の50%未満です。**（業務委託契約約款）

- 再委託費：委託先が、委託業務の一部を第三者に委託するのに要した経費
- 共同実施費：委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施するために要した経費

助成事業

■ 助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

■ 助成対象費用について、**委託及び共同研究の助成対象費用額は、原則として助成対象費用の総額の50%未満です。**

■ 委託先等から第三者への**再度の委託（再委託）は認められていません。**

■ 助成事業者が、**学術機関等※と共同研究**を実施する場合、当該共同研究費については**定額助成**します。学術機関等が、助成事業者からの**委託先になる場合は、定額助成とはなりません**のでご注意ください。

※学術機関等：国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人

■ 助成先の**消費税・間接経費の計上はできません**。学術機関等に対する委託費・共同研究費の場合は間接経費の積算が可能です。

- 委託費：助成先が、助成事業の一部を第三者に委託するのに要した経費
- 共同研究費：助成先が、助成事業の一部を第三者と共同で実施するために負担した経費

本事業の内容及び契約に関する質問等は
5月20日（金）から6月20日（月）正午までの期間に限り
下記宛にE-mailにて受け付けます。

※審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
IoT推進部 前田、野村、本郷

E-mail : ai.comp@ml.nedo.go.jp

提案書を作成いただく上で参考となる資料です。

- **NEDO事業者説明会（新規／検査）資料**

<https://www.nedo.go.jp/content/100933548.pdf>

- **2022年度版 委託業務事務処理マニュアル**

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

- **2022年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業
事務処理マニュアル**

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

- **2022年度契約書・約款・様式**

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

採択決定後の契約時には、最新の契約書・約款等が適用されます。

説明は以上になります。

質問のある方は、挙手ボタンを押してください。
NEDOより指名されましたら、
マイクONにして頂き、質問をお願い致します。

公募説明会におけるQ&A



質問	回答
提出書類の「その他の研究費の応募・受入状況」については、提案者が関係しているものだけを記載すればよいでしょうか。もしくは提案者が関わっているもの全ての記載が必要でしょうか。	今回の研究開発内容に関係するものを重点的に記載してください。また、関係すると考えられるものは全て記載してください。
提案書に記載する代表者名については、企業の場合は会社の代表権のある方とありますが、代表取締役社長での記載が必要となるのでしょうか。	代表取締役社長名の記載に限定するわけではありませんが、企業としてコミットメントを確認させていただく趣旨から、代表取締役社長名での記載をお願いしております。但し、ご都合等により代表取締役社長名で記載ができない場合は、契約権限を有する他の方を記載いただくことで問題ありません。
委託事業か助成事業の重点課題に完全に合致していないと応募できないとありますが、応募者側で重点課題を決めて応募しないといけないのでしょうか。	委託事業か助成事業かについては、いずれの重点課題に該当するかを検討した上で応募してください。提案書において該当する重点課題を明記する必要はありませんが、提案内容が重点課題に該当するかどうかは外部有識者に審査していただきます。なお、提案書表紙のテーマ名については、自由に設定してください。